

現「みえ子どもスマイルプラン」の全体像

資料3

計画期間:平成27年度～令和元年度

めざすべき社会像

～結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

総合目標【(おおむね)10年後】

…合計特殊出生率(希望出生率1.8台)、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」(67.0%)

計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえでの前提や約束事

子どもの最善の利益を尊重する

「家族」形成は当事者の判断が最優先される

人や企業、地域社会の意識を変える

「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する

子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

ライフステージ毎の取組方向

意識の高まり、環境整備等

子ども・思春期

若者／結婚

妊娠・出産

子育て

働き方

- (1)ライフプラン教育の推進
- (2)子どもの貧困対策
- (3)児童虐待の防止
- (4)社会的養護の推進
- (5)子どもの育ちを支える取組の推進
- (6)不登校やいじめ等への対応
- (7)健全育成の推進

- (1)若者の雇用対策
- (2)出逢いの支援
- (3)困難を有する子ども・若者への支援
- (4)自殺対策

- (1)不妊に悩む家族への支援
- (2)切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- (3)周産期医療体制の充実

- (1)幼児教育・保育、地域子育ての推進
- (2)男性の育児参画の推進
- (3)小児医療の充実
- (4)在宅での療育・療養支援
- (5)ひとり親家庭等の自立促進
- (6)障がい児施策の充実

- (1)子育て期女性の就労に関する支援
- (2)長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3)マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくり

- (1)県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進
- (2)安全・安心のまちづくり等環境整備
- (3)安全で安心な情報環境の整備
- (4)外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

重点的な取組

今後5年間で効果が期待でき、必要性と優先度が高い取組。数値目標を設定し、進行管理を行う。

ライフプラン教育の推進

子どもの貧困対策

児童虐待の防止

社会的養護の推進

若者の雇用対策

出逢いの支援

周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

不妊に悩む家族支援

保育・放課後対策など子育て家庭の支援

発達支援が必要な子どもへの対応

男性の育児参画推進

子育て期女性の就労支援

企業による仕事と子育ての両立取組の支援